

\* 次の団体では後発医薬品に関する一般的なご質問にお答えします。

・ 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

 くすり相談 TEL 03-3506-9457

・ 公益社団法人 日本薬剤師会(火・金)

消費者くすり相談窓口 TEL 03-3353-2251

・ 日本ジェネリック製薬協会

TEL 03-3279-1890

・ 一般社団法人日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会

TEL 03-3438-1073

ジェネリック<sup>いやくひん</sup>医薬品について、

わからないことや不安<sup>ふあん</sup>なことがある

ときは、<sup>いし</sup>医師または<sup>やくざいし</sup>薬剤師、<sup>ふくし</sup>福祉

<sup>じむしょ</sup>事務所に<sup>そうだん</sup>相談しましょう

【福祉事務所の連絡先】

東灘区保健福祉部 TEL 841-4131

Fax 843-2021

灘区保健福祉部 TEL 843-7001

Fax 843-7038

中央区保健福祉部 TEL 335-7511

Fax 335-6399

兵庫区保健福祉部 TEL 511-2111

Fax 531-8155

北区保健福祉部 TEL 593-1111

Fax 594-8626

北神区役所保健福祉課 TEL 597-8680

Fax 981-1544

長田区保健福祉部 TEL 579-2311

Fax 579-2342

須磨区保健福祉部 TEL 731-4341

Fax 736-4486

須磨区北須磨支所生活支援課 TEL 793-1212

Fax 792-8314

垂水区保健福祉部 TEL 708-5151

Fax 708-5055

西区保健福祉部 TEL 940-9501

Fax 991-5671

※ジェネリック<sup>いやくひん</sup>医薬品の普及<sup>ふくせい</sup>促進<sup>そんいん</sup>は、<sup>こくぜんたい</sup>国全体で<sup>とく</sup>取り組<sup>く</sup>んでいます

ジェネリック<sup>いやくひん</sup>医薬品の使用<sup>しよう</sup>をお願いします

神戸市

厚生労働省

生活保護<sup>せいかつほこ</sup>を受給<sup>じゆきゅう</sup>している<sup>みな</sup>皆さまへ

# 法律の改正により原則としてジェネリック医薬品（後発医薬品）

を使用させていただくことをお願いしています

医師がジェネリック医薬品の使用を認めている場合には、原則として使用させていただくこととしています。

（平成30年10月1日施行 生活保護法第34条第3項）

## ジェネリック医薬品とは？

### Q. どんなお薬なの？

ジェネリック医薬品は、後発医薬品とも呼ばれ、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬です。

### Q. みんな使っているの？

先発医薬品よりも低価格なため、医療費の削減につながります。欧米では幅広く使われていて、日本でも、行政や医療保険など国全体で普及促進に取り組み、多くの方が使用しています。

### Q. 生活保護では使われているの？

医師が専門的な判断に基づいて、ジェネリック医薬品の使用を認めている場合は、原則として、ジェネリック医薬品を使用いただいています。現在では、皆さまにご理解いただき、8割以上の方がジェネリック医薬品を使用しています。更なるジェネリック医薬品の原則使用にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）の成分や効能は、これまでのお薬と同等です。

国全体でジェネリック医薬品の普及に取り組んでいます。

生活保護制度では、国全体でジェネリック医薬品の普及に取り組む

一環として、医師がジェネリック医薬品の使用を認めている場合は、

ジェネリック医薬品を原則として使用させていただくこととしており、

現在では多くの方がジェネリック医薬品を使用しています。

薬局では、医師の処方箋に基づき、原則としてジェネリック医薬品を調剤します。

ジェネリック医薬品を使用できない特別の理由等がある方は、医師または薬剤師、福祉事務所にご相談ください。

\* 医薬品の中には、ジェネリック医薬品が作られていないものがあります。

\* 医師がジェネリック医薬品への変更を認めていない場合は対象外です。